

判決年月日	平成 2 2 年 1 2 月 1 5 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成22年（行ケ）第10012号		
○ 指定商品を包装していない単なる包装紙等に標章を付する行為又は単に標章の電子データを作成若しくは保持する行為は，商標法 2 条 3 項 1 号所定の「商品の包装に標章を付する行為」に当たらない。 ○ 標章を付した広告等が一般公衆による閲覧可能な状態に置かれていない場合には，商標法 2 条 3 項 8 号所定の標章を付した広告の「頒布」に当たらない。			

（関連条文）商標法 2 条 3 項 1 号，8 号，5 0 条 1 項

る。」と判示し、本件請求登録日より後に本件容器の生産が中国において開始されたものであるから、それよりも前に我が国において本件容器で本件商品を包装することは不可能であると判断した。

(2) 本判決は、「商標法2条3項8号所定の標章を付した広告の「頒布」とは、同号に並列して掲げられている「展示」及び「電磁的方法により提供する行為」と同視できる態様のもの、すなわち、標章を付した広告等が一般公衆による閲覧可能な状態に置かれることをいい、標章を付した広告等が一般公衆による閲覧可能な状態に置かれていない場合には、商標法2条3項8号所定の標章を付した広告の「頒布」に当たらないものと解するのが相当である。」と判示し、本件情報誌が一般公衆による閲覧可能な状態に置かれたのは、本件情報誌が小売店に配達された平成21年5月1日であると判断した。

(3) また、本判決は、「商標法50条2項ただし書にいう「正当な理由」とは、地震等の不可抗力によって生じた事由、第三者の故意又は過失によって生じた事由、法令による禁止等の公権力の発動に係